

令和 7（2025）年度
自己評価書

学校法人 国際学園
星槎大学大学院 教育実践研究科

令和 8（2026）年 1 月

目次

1. 大学院教育実践研究科の現況及び特徴	1
(1) 現況 (2025 年 5 月 1 日現在)	1
(2) 目的	1
(3) 特徴	1
2. 各基準の自己評価	3
領域Ⅰ 教育実践大学院の目的および学修成果	3
基準Ⅰ-1 教育実践大学院の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育実践大学院の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。	3
基準Ⅰ-2 【重点評価項目】教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。	3
優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出	5
自己評価結果の概要	5
領域Ⅱ 教育課程および教育方法	6
基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、教育実践大学院の目的に則して、具体的かつ明確であること。	6
基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。	6
基準Ⅱ-3 教育課程が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、当該職業分野の動向にふさわしい内容および水準であること。	8
基準Ⅱ-4 修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていること。	9
基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること。	11
基準Ⅱ-6 修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了認定が実施されていること。	12
基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。	12
優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出	13
自己評価結果の概要	13
領域Ⅲ 教育研究実施組織	15
基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。	15
基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。	15
基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制	

が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。	16
優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出	16
自己評価結果の概要	17
領域Ⅳ 教育研究環境	18
基準Ⅳ-1 教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して、入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。	18
基準Ⅳ-2 継続的な研究成果の創出するための環境整備および学習環境整備が実施され、有効に活用されていること。	19
基準Ⅳ-3 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。	22
基準Ⅳ-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。	22
基準Ⅳ-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。	23
優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出	24
自己評価結果の概要	24
領域Ⅴ 内部質保証	26
基準Ⅴ-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の質の維持向上が図られていること。	26
基準Ⅴ-2 教育研究等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の質の維持向上に活かされていること。	27
基準Ⅴ-3 教育実践大学院の教育に資する研究のあり方を踏まえて、教育実践関連の学術的研究、教育実践に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの維持向上が図られていること。	27
優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出	28
自己評価結果の概要	29

1. 大学院教育実践研究科の現況及び特徴

(1) 現況 (2025 年 5 月 1 日現在)

①大学院名：星槎大学大学院教育実践研究科

②大学院所在地：

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター5 階
(大学本部所在地 〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 817-255)

③学生数及び教員数

学生数：37 名、教員数：10 名（うち実務家教員 6 名）

(2) 目的

星槎大学では、建学の精神を「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」とし、教育理念を「人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを目的とし、『共生』という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力、共生する心の耕作、様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成、特別支援教育を担う教師等の育成」としている。

教育実践研究科は 2017 年に開設され、より一層複雑化・高度化する教育環境の中で、様々な格差問題や不登校・いじめといった教育課題に対応できる学校教員の資質向上を目指してきた。あわせて、高等教育進学率が 80%を超え、専門学校の進学率も 25%近い中で専門学校教員等の資質向上にも資する役割を担ってきた。このように、本研究科の特徴は、初中等教育の学校教員に限らず、広く教育に関わる専門職者の資質向上を目指した教育を行っていることにある。そして、より広く教育実践を行う者を支えるべく、看護・医療、保育の現場等で後進指導をする者がよりよい教育を提供できるような指導力の育成・向上を図ることも目的の一部としてきた。このように教育に係る多様な人材が共に学び、高めあうことが本研究科の直接の目的の延長にある。

以上から、本研究科では学則において目的を次のように定めている。

<星槎大学専門職大学院学則 第 2 条>

星槎大学大学院教育実践研究科（専門職学位課程）は、建学の精神に則り、学校を中心とした学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校に在職している教員の教育力の向上と、専門学校等の職業人養成機関の教員の養成と資質向上をめざして、専門的職業を担うための深遠な学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(3) 特徴

星槎大学大学院には、教育学研究科修士課程、教育実践研究科（専門職学位課程）、教育学研究科博士後期課程がある。

星槎大学大学院は、「建学の精神に則り、教育の高度な学術研究及び教育の課題解決に資する実践研究を通じて、教育の各分野・領域にかかわり次世代に繋げうる専門的知識・技能を培い、その卓越した能力を発揮することにより、教育における課題解決と新しい教育環境の創出をもって、共生社会の進展に貢献できる人材を養成していくことを目的」（大学院学則第 1 条）とし、教育研究活動に取り組んでいる。

このうち、教育実践研究科（専門職学位課程）（以下、「本研究科」）では、学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校の教員、専門学校（専修学校専門課程）等の職業人養成機関の教員、すなわち教育の専門職者の養成と資質向上が目的とされている。その背景には、社会変化の激しい現在、学部で身につけた知識やその後の経験だけでは教育現場の多様な問題に立ち向かうことは難しくなっていることがあり、専門職者が再び大学院に戻り、教育に係る課題意識を持った大学教員や仲間の学生と研鑽していくことの重要性が増していることがある。その点で、本研究科では、課題意識のある現職者

や今後教員を目指す者が、理論と実践の往還をもとに自らの教育を展開できるようになることを教育の目的としている。そのため、本研究科では、保育園・幼稚園から大学・短期大学・専門学校までの幅広い学校種の教員、医療現場等で教育に携わる者などが教育実践の研究を行い、各々が自身の実践を向上させようと学んでいる。

2. 各基準の自己評価

領域Ⅰ 教育実践大学院の目的および学修成果

基準Ⅰ-1 教育実践大学院の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育実践大学院の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。

分析観点Ⅰ-1-1 教育実践大学院の目的が、理念と使命に基づいて、適切に設定されていること。

本研究科の目的は、星槎大学専門職大学院学則の第2条に、「建学の精神に則り、学校を中心とした学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校に在職している教員の教育力の向上と、専門学校等の職業人養成機関の教員の養成と資質向上をめざして、専門的職業を担うための深遠な学識及び卓越した能力を培うこと」と明記している。これは学校教育法第99条第2項の専門職大学院の規定に沿ったものである。

本研究科は、教育の諸課題と学修者の特性への深い理解に基づいた指導力を持つ教育実践の専門職者を養成人材像の中核に置く。さらに共通の規定に加え、職域別に2つの具体的な人材像を定める。その第一は、教科指導力を持ち、キャリア教育や学校特有の問題に対応できる能力を持った学校教員である。第二は、専門分野の知識・技術と普遍的な教育能力とを組み合わせ、学生や後進指導に当たることができる専門学校教員等である。ここには、看護・医療、保育など多様な職業領域で人材養成を行う教育関連職も含まれる。

これらの人材に関して本研究科が目指す能力には3つの観点がある。その第一は教員という専門職として生きる上での「専門職性」であり、第二は教員としての現代社会の理解、すなわち教育課題の把握・理解・対応能力であり、第三は主体的な学びへの動機、学びの実施を促すための能力である。そして、この目指す能力に沿った三つのポリシーを定めている。

〔根拠資料・データ〕

本報告書 p.1 に記載のためなし。

基準Ⅰ-1 判断

基準を満たしている。

基準Ⅰ-2 【重点評価項目】教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

分析観点Ⅰ-2-1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

単位修得状況は、各科目でシラバスに定めた絶対評価において、延べ人数計算で93.8%がA評価、97.6%がB評価以上を得ている。このような学修状況からは意図している学修成果が上がっている。一方で、D評価については、2024年度は2.1%と2023年度の5.7%に比べ、減少に転じた。

2024年度修了生の標準修業年限内の修了率は90%となっており、超過学生もすべてが半年で修了している。

資格取得に関しては、本研究科では、小学校・中学校・高等学校教員に関する専修免許状24課程が取得可能であり、2024年度には9名の専修免許状取得に必要な証明書を申請した。

〔根拠資料・データ〕

- 資料 I-2-1-① 学生単位修得状況（2024 年度）
資料 I-2-1-② 入学から修了までの学生の推移
資料 I-2-1-③ 「学力に関する証明書」申請者数（2024 年度）

分析観点 I-2-2 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

本研究科では、全ての授業について授業評価アンケートを実施している。また、年度末には在对学生に対して学年末アンケートも実施している。

そのうち、2024 年度の授業評価アンケート結果では、授業受講に対して明確な学習目標がある者（「明確な目的があった」、「ある程度目的があった」と回答）が 60.4%となっており、多くの学生が学習目標をもっていた。さらに、学習目標があった学生に対して、目標がどの程度達成されたかについて、「十分に達成された」、「まあ達成された」という回答が 94.3%であった。このことから、目的を持って学修に臨んだ学生では手ごたえを感じている者が多い。また、専門的知識・技術の獲得に役立つかについては「大変役立つものであった」「まあ役立つものであった」との回答が 98%であった。また、今後の教育実践に役立つかについても「大変役立つものであった」「役立つものであった」との回答が 96.5%であった。

一方、2024 年度の年度末アンケート結果では、カリキュラム全体の満足度について、「大変満足している」「満足している」という回答が 100%であった。本研究科の提供しているカリキュラムの満足度が高いことも示された。

〔根拠資料・データ〕

- 資料 I-2-2-① 2024 年度授業評価アンケートまとめ
資料 I-2-2-② 2024 年度年度末アンケート結果

分析観点 I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

本研究科の開設当初からの修了生は 135 名である。2024 年度の修了生は 19 名である。修了生は修了後、現職で活躍しつつ、学会等の発表を含めて研鑽を重ねるために客員研究員として研究を継続している者もいる。これらの学校関係を中心に継続的に活躍する修了者の状況からは、本研究科がディプロマ・ポリシーに掲げる「教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力」を持った、「優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮」する人材を輩出して学修成果が上がっていると考えられる。

〔根拠資料・データ〕

- 資料 I-2-3-① 修了生・在学生の活躍

分析観点 I-2-4 卒業生、地域および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

2023 年度に実施した「修了生アンケート」のうち、「学びによる変化」の調査結果をもとに意図した学修成果について分析する。

「学んだことによる研究や学びへの見方の変化」に関して、「実践について論理的に考えるようになった」について 85.5%が肯定的に捉え、「実践での計画性が増した」について 74.6%が肯定的に捉えている。「学修成果の自身の仕事や仕事以外への変化」に関して、「物事の考え方」「仕事（職務）に関する行動の仕方」「自分自身に対する見方」に変化がみられている。「学修成果が職務に生きた点」に関して、「視野の広がり」、「自信を持つための対応」、「仕事の進め方」、「学生・生徒・児童対応」を挙げている。「修了後の学び」に関して、「客員研究員」（63.6%）、「職務を通じた学び」（45.5%）、

「職場内外の継続研修を受講」（23.6%）など、何らかの形で継続して学んでいることがわかる。「教育実践研究科の教育の満足度」に関して、89.1%が肯定的に捉えている。

なお、地域および就職先等の関係者からの意見聴取は実施できていない。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅰ-2-4-① 教育実践研究科修了生アンケート 第一次報告

基準Ⅰ-2 判断

基準を満たしていない。今後、地域および就職先等の関係者からの意見聴取を実施していきたい。

優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出

〔優れた点〕

特になし

〔特色ある点〕

本研究科は、小・中・高等学校教員に加え、専門学校教員、保育・医療等の教育に携わる専門職者が共に学ぶ学修環境を構築している点に特色がある。学校種や職種を超えた多様な教育実践を共有することで、多面的な視点から教育課題を捉え、教育実践の改善につなげる学びを実現している。また、「共生」の理念を基盤として、多様な専門性を有する院生同士が相互に学び合う教育環境は、本研究科ならではの特徴となっている。

〔改善が望ましい点〕

地域および就職先等の関係者からの意見聴取が十分に行われていないため、今後は意見聴取の機会を設け、教育課程の改善に活用する体制を整備する必要がある。

〔改善を要する点〕

特になし

自己評価結果の概要

学校教育法第99条第2項の規定に沿って、建学の精神に則り、本研究科の理念と使命に基づいて、星槎大学専門職大学院学則で目的を定めている。この目的では、教育の諸課題と学修者の特性への深い理解に基づいた指導力を持つ教育実践の専門職者を養成人材像の中核に置いている。本研究科では、第一は教員という専門職として生きる上での「専門職性」、第二は教員としての現代社会の理解、すなわち教育課題の把握・理解・対応能力、第三は主体的な学びへの動機、学びの実施を促すための能力とが目指す能力を明確にしている点に個性・特色がある。

授業評価アンケート、学年末アンケート、修了生アンケートを通じて、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握されている。授業評価アンケート、学年末アンケート、修了生アンケートの結果の数値は高く、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に評価されている。

以上のことから、本研究科においては、教育実践大学院の目的が適切に設定され、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていると判断する。

なお、地域および就職先等の関係者からの意見聴取が十分に行われていないため、今後は意見聴取の機会を設け、教育課程の改善に活用する体制を整備する必要がある。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、教育実践大学院の目的に則して、具体的かつ明確であること。

分析観点Ⅱ-1-1 修了認定・学位授与方針が、教育実践大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること。

本研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、本研究科の目的を踏まえて以下のように定めている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

以下の要件を満たす者に対して「教育修士（専門職）」の学位を授与します。

（Ａ）教育に関して深い専門的学識と社会人として優れた見識を備えるとともに、倫理規範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力があること

（Ｂ）教育に関して高度な専門性を身に付け、不断に教育理論の構築と探求を行って、優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮できる能力を備えていること

（Ｃ）教育の専門職者として、職場での良好な対人関係や地域社会との協調関係が構築できる資質能力を有すること

（Ｄ）教育に関して高度な専門性を身につけ、多様な教育現場にその理論を還元することができること

〔根拠資料・データ〕

星槎大学大学院ホームページ「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」

<https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/>

基準Ⅱ-1 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

分析観点Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と修了認定・学位授与方針とが整合的であること。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に沿ってカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を以下のように策定している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本大学院教育実践研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教育課程を以下のように編成します。

1. 教育課程編成の方針および教育内容

（１）次の４つの資質能力を涵養する教育課程を編成します。

①教育に関する深い専門的学識と社会人として優れた見識を備えるとともに、倫理規範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力

②教育に関する深い専門的学識を身に付け、不断に教育理論の構築と探求を行って、優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮できる能力

③教育に関して高度な専門性を身につけ、職場での良好な対人関係や地域社会との協調関係が構築できる資質能力

④教育に関して高度な専門性を身につけ、多様な教育現場にその理論を還元することができる能力

（２）具体的には、倫理規範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力の観点から、専門職の倫理・職能及び教育実践研究に係る部分を基盤科目としています。あわせて、４つの資質能力に対応した科目を基幹科目・専門科目として配置しています。特に、教育実践の現場において実践力・指導力や関係性を構築できる能力に特化した科目を基幹科目としています。さらに、教育思想、理念・理論的な部分、教育制度等については関連科目の中で扱っています。

（３）実践の総仕上げの機会として「教育実践演習」を設け、理論と実践の融合・往還を目指す取り組みとして「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」を設けています。

2. 教育方法

（１）講義科目では、教育の専門職者としての教育的素養、最新の教育動向に関する知識や基盤的学力を身につけるため、講義、討論、発表形式等の授業を行います。

（２）「教育実践演習」では、高度な実践的指導力を育成・向上するため、学校や教育施設等において、実務的な経験と省察を繰り返す実習を行います。

（３）「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」では、教育課題の解決を目指す探究力を育成・向上するため、ゼミナール形式の授業を行います。

（４）「専門科目群」では、教育実践に関わる専門分野の理解を深め、実践的指導力を育成・向上するため、演習、グループワーク等の授業を行います。

（５）学修成果の実質化のために、自己の研究課題について、成果発表を通じた学生自身の課題追究、各学生の研究進捗状況をフォローアップします。

3. 学修成果の評価

（１）「教育実践演習」「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」を除く授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表等によって行う。

（２）「教育実践演習」「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」の評価は、活動内容と取り組みの姿勢によって行う。

【根拠資料・データ】

星槎大学大学院ホームページ「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
<https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/>

分析観点Ⅱ-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。

本研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、前掲のように「①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針」を具体的かつ明確に示している。

〔根拠資料・データ〕

星槎大学大学院ホームページ「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
<https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/>

基準Ⅱ-2 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-3 教育課程が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、当該職業分野の動向にふさわしい内容および水準であること。

分析観点Ⅱ-3-1 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、段階的な教育を行うことができるように、体系的に編成されていること。

教育実践研究に関わる基本的な内容については基盤科目群の「専門職者としての基盤（２）」で指導を行う。発展的な内容、応用・実践的な内容については、教育実践研究科目群において、学修を実践に活かす「教育実践演習」、理論と実践の融合・往還を目指す「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」（以下「PJⅠ」「PJⅡ」）を配置している。この科目群では、研究者教員と実務家教員が共同で指導を行い、学生の多様なニーズに沿った学修ができている性を重視し、教育実践者である学生が講義により最新・最重要課題を学び、討論等により自身の経験・実践と関わる学びを行っている。

なお、本研究科では入学前の既修得単位認定の認定を行っている。希望する学生は、研究科長宛の既修得単位認定申請書、単位認定希望する既修得単位に関する資料（シラバス等）を提出する。これらに資料については教務委員会と教授会で確認、審議され、既修得単位の認定が行われている。なお、対応科目がある場合は、科目担当者の意見も参考にされる。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-3-1-① 星槎大学専門職大学院履修規程

資料Ⅱ-3-1-② 2024年度学生ハンドブック

資料Ⅱ-3-1-③ 2024年度シラバス

資料Ⅱ-3-1-④ 星槎大学大学院教育実践研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領

資料Ⅱ-3-1-⑤ 既修得単位認定申請書

資料Ⅱ-3-1-⑥ 入学者の既修得単位の認定者総数

分析観点Ⅱ-3-2 養成しようとしている人材像に即した授業科目が展開されていること。

養成しようとする人材像のうち「教科指導力を持ち、キャリア教育や学校特有の問題に対応できる能力を持った学校教員」については、基幹科目「教育のユニバーサルデザイン特論」、「学級経営・学校経営特論」を中心に基本的・実践的内容を指導する。一方、「専門分野の知識・技術と普遍的な教育能力とを組み合わせる学生や後進指導に当たるこ

とができる専門学校教員等」については、基幹科目「教育に関わる人材育成特論」、「セカンドキャリアを目指した職能開発」を中心に基本的・実践的内容を指導する。

その他、教育実践に必要な専門的な知識、教育に携わる専門職の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等の習得、高い倫理観の涵養や職能開発については「専門職者としての基盤（１）」で指導を行う。

これらの基盤科目・基幹科目の指導を経て、学生のニーズに沿って専門科目、関連科目を学修していく。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-3-2-① 2024 年度学生ハンドブック

資料Ⅱ-3-2-② 2024 年度シラバス

資料Ⅱ-3-2-③ カリキュラム・マップ（2024 年度）

分析観点Ⅱ-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

各科目についてシラバスを作成し、大学院ホームページ、学内専用サイトで提示している。シラバスでは「授業の到達目標」は到達度の評価が可能な具体的な記述で統一され、「授業の形態」「授業計画」「授業外学修（予習・復習）」について明記される等、学修の実質化も図られている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-3-3-① 2024 年度シラバス

分析観点Ⅱ-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

学生ハンドブックにて周知するとともに、入学時のオリエンテーションで履修方法について説明するとともに、相談も受け付けている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-3-4-① 2024 年度学生ハンドブック

資料Ⅱ-3-4-② オリエンテーション時の履修案内に関する資料

基準Ⅱ-3 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-4 修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていること。

分析観点Ⅱ-4-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態・方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

実習科目以外は全て講義・演習を合わせて行っている。各科目では双方向性・多方向性を重視し、教育実践者である学生が講義により最新・最重要課題を学び、討論等により自身の経験・実践と関わる学びを行っている。

開設当初より大半の科目で Zoom による同時双方向・多方向のメディア授業を開講し、Google Classroom（LMS）を活用して学生への学修支援を図っている。これにより、通学が

困難な状況下においても、支障なく授業を実施できている。なお、Zoom の使用において同時に授業を受ける学生数が一画面で収まるように 23 名を上限としている。

各科目の授業の方法および内容、授業外学修（予習・復習）についてはシラバスにて周知している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-4-1-① 2024 年度学生ハンドブック

資料Ⅱ-4-1-② 2024 年度シラバス

資料Ⅱ-4-1-③ シラバス記載に基づく科目別授業手法（2024 年度）

資料Ⅱ-4-1-④ シラバス作成依頼について

分析観点Ⅱ-4-2 単位の実質化への配慮がなされていること。

本研究科の時間割は、月・金（以下「平日」）の 2 日、土・日（以下「土日」）の 2 日、午前・午後の各 1 時限（1 時限は 3 時間授業）に 1～2 科目を開講し、特に、必修科目は平日・土日の両方で開講している。そのため、平日のみ、土日のみで修了可能な社会人を意識した編成である。また、4 学期制を採用し、各学期について、原則、180 分の授業を 7 回と 90 分の授業を 1 回実施できる構成になっている。なお、各科目の授業外学修（予習・復習）についてはシラバスにて周知している。

履修登録の上限単位数は専門職大学院学則第 25 条第 2 項で 26 単位と規定している。また、入学ガイダンス時に各学期の履修単位数の目安は 6 単位（3 科目）以内であることを案内している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-4-2-① 2024 年度大学院学年暦

資料Ⅱ-4-2-② 2024 年度時間割

資料Ⅱ-4-2-③ 2024 年度教育実践研究科授業日一覧

資料Ⅱ-4-2-④ 2024 年度シラバス

資料Ⅱ-4-2-⑤ 星槎大学専門職大学院学則

分析観点Ⅱ-4-3 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

入学時のオリエンテーションで履修相談を案内している。日常的には、事務局による履修相談の他、各学生にアドバイザー教員（対 1 年生）、指導教員（対 2 年生）を配置したり、各教員のオフィスアワーを設けることにより、個別の学修相談も実施している。

さらに、全教員が学生に適切な指導助言を行えるよう、入学時と前期・後期には学生の背景状況、単位修得・履修状況等について「学生情報共有のための会議」で共有している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-4-3-① オフィスアワー（2024 年度）

資料Ⅱ-4-3-② オリエンテーション時の履修案内に関する資料

資料Ⅱ-4-3-③ 学生情報共有のための会議開催を示す資料

資料Ⅱ-4-3-④ 学生単位修得状況（2024 年度）

基準Ⅱ-4 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること。

分析観点Ⅱ-5-1 成績評価基準が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

学則及び「星槎大学専門職大学院 成績評価・試験規程」にて定めている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-5-1-① 星槎大学専門職大学院学則

資料Ⅱ-5-1-② 星槎大学専門職大学院 成績評価・試験規程

分析観点Ⅱ-5-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

各科目のシラバスにて周知するとともに、各科目のクラスルームを活用して、適宜、必要な情報を提供している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-5-2-① 2024 年度シラバス

分析観点Ⅱ-5-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

個別指導が中心であるプロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ、教育実践演習については、報告書の提出を義務付けている。一般の科目については、毎年、学生単位取得状況を取りまとめ、組織的に確認している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-5-3-① プロジェクト研究実施報告書（様式）

資料Ⅱ-5-3-② 学生単位取得状況（2024 年度）

資料Ⅱ-5-3-③ 学生情報共有のための会議開催を示す資料

分析観点Ⅱ-5-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

成績評価に対して異議申立てがある場合、大学院事務部（相談窓口）へメールもしくは電話で連絡をし、手続きについて案内することになっている。なお、2024 年度については 0 件である。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-5-4-① 成績評価に対する異議申立ての流れ

分析観点Ⅱ-5-5 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

「星槎大学大学院教育実践研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領」にて定めている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-5-5-① 星槎大学大学院教育実践研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領

資料Ⅱ-5-5-② 既修得単位認定申請書

資料Ⅱ-5-5-③ 入学者の既修得単位の認定者総数

基準Ⅱ-5 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-6 修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了認定が実施されていること。

分析観点Ⅱ-6-1 修了認定・学位授与方針に則して、修了要件が組織的に策定されていること。

修了要件は、学則及び星槎大学専門職大学院履修規程にて定めている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-6-1-① 星槎大学専門職大学院学則

資料Ⅱ-6-1-② 星槎大学専門職大学院履修規程

分析観点Ⅱ-6-2 修了要件が学生に周知されていること。

学生ハンドブック、入学時オリエンテーション、大学院ホームページにて周知している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-6-2-① 2024 年度学生ハンドブック

資料Ⅱ-6-2-② オリエンテーション時の履修案内に関する資料

星槎大学大学院ホームページ「修了要件」

<https://gred.seisa.ac.jp/professional/completion/>

分析観点Ⅱ-6-3 修了要件に則して、修了認定が実施されていること。

修了要件に即して修了判定の会議で審議し、修了認定している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-6-3-① 修了判定の会議開催を示す資料

基準Ⅱ-6 判断

基準を満たしている。

基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。

分析観点Ⅱ-7-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

本研究科では、後掲の教育課程連携協議会において、産業界・地域社会と連携した教育課程の編成を進めている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅱ-7-1-① 星槎大学専門職大学院教育課程連携協議会に関する規程

資料Ⅱ-7-1-② 2024 年度 教育課程連携協議会 議事録

資料Ⅱ-7-1-③ 教育課程連携協議会アンケート結果（2023 年度実施）

分析観点Ⅱ-7-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に開催され、機能していること。

本研究科では、2018 年 4 月より、本研究科の専門領域に沿った教育課程連携協議会を設置している。教育課程連携協議会では、教育の質の向上のため、教育委員会関係者や専門学校関係者などの関連する学外者からの意見聴取を行っている。そのうち、2023 年度実施のアンケート調査についてその結果を 2024 年度から実施の教育課程の改定に活かしている。

教育課程連携協議会は研究科長、自己点検・評価委員長、教務委員長、FD 委員長、事務局が構成員となっており、他の委員会構成員が参画することもある。これらでの情報収集は教育課程の編成、教育活動に活かされるほか、自己点検・評価へも適宜、情報提供されている。

【根拠資料・データ】

資料Ⅱ-7-2-① 星槎大学専門職大学院教育課程連携協議会に関する規程

資料Ⅱ-7-2-② 2024 年度 教育課程連携協議会 委員名簿

資料Ⅱ-7-2-③ 2024 年度 教育課程連携協議会 議事録

資料Ⅱ-7-2-④ 教育課程連携協議会アンケート結果（2023 年度実施）

基準Ⅱ-7 判断

基準を満たしている。

優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出

【優れた点】

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）との整合性が確保され、基盤科目、基幹科目、専門科目、教育実践研究科目が段階的かつ体系的に配置されている。また、「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」及び「教育実践演習」を通して、研究者教員と実務家教員が連携し、理論と実践の往還を重視した教育を行っている。

【特色ある点】

学校教員に限らず、専門学校、保育、医療・看護等の多様な教育実践に携わる社会人学生を受け入れ、それぞれの実践課題に即した教育を行っている。平日・土日の双方に授業を配置し、Zoom や LMS を活用した同時双方向型授業を実施するなど、社会人が学修を継続しやすい教育環境を整備している点に特色がある。

【改善が望ましい点】

学修成果の把握と、その結果を教育課程の改善に反映する仕組みを、さらに充実させることが望まれる。

【改善を要する点】

特になし

自己評価結果の概要

目的に則して「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」は策定されており、学生が身につけるべき資質能力や目標が具体的かつ明確に示されている。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」を掲げる目標を達するために「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」が策定され、整合性がある。教育課程編

成の方針および教育内容、教育方法、学修成果の評価も具体的かつ明確に示されている。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」および「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に則して教育課程は体系的に編成されており、教育実践大学院としてふさわしい内容および水準となっている。各授業科目は、養成人材像に即しており、シラバスで「授業の到達目標」、「授業の形態」、「授業外学修（予習・復習）」を明示している。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」および「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に則して、授業は実習科目以外では講義・演習を合わせ行い、講義により最新・最重要課題を学ぶとともに、討論等により自身の経験・実践と関わる学びを行っている。多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した単位の実質化、学修指導も実施している。

「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に則して、成績評価・試験規定を策定するとともに、シラバスにおいて各科目の「評価方法」が明記されている。既修得単位等の認定に関する規定を定めるとともに、成績評価の適切性の確認を組織的に実施し、異議申立ての仕組みも組織的に設けられている。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」に則して修了要件が策定されており、それに則して修了認定を実施している。

以上については、学生ハンドブック等で学生に周知している。

本研究科の教育課程の編成は、主に教育課程連携協議会を通して、産業界・地域社会と連携しつつ進められている。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

分析観点Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的に則して、適切な構成となっていること。

本研究科の教育研究実施組織は、目的に即して「星槎大学基本組織規程」に沿って構成している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅲ-1-1-① 星槎大学基本組織規程

資料Ⅲ-1-1-② 2024 年度大学組織図

教育実践大学院現況票

分析観点Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

2025 年 5 月現在の専任教員数は 10 名（うち実務家教員 6 名）であり、専門職大学院設置基準第五条で定めている「①専攻分野における教育・研究業績を持つ者」「②専攻分野について、高度な技術・技能を有する者」「③専攻分野における優れた知識・経験を有する者」で構成される 7 名（うち実務家教員 3 名）を充足している。

なお、専任教員は本学の共生科学部の基幹教員（9 名）、大学院教育学研究科博士後期課程の専任教員（1 名）を兼ねており、それぞれ組織運営面にも参画している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅲ-1-2-① 2024 年度教育実践研究科専任教員所属委員会一覧

教育実践大学院現況票

教育研究実績票

基準Ⅲ-1 判断

基準を満たしている。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

分析観点Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動等に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究活動等に係る責任の所在が明確になっていること。

大学機関として学長のもと専門職大学院教授会を置いている。本研究科の教授会は毎月第 4 週水曜日に開催され、本研究科に設置された各委員会で検討された内容を共有して審議している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅲ-2-1-① 星槎大学専門職大学院学則

資料Ⅲ-2-1-② 星槎大学専門職大学院教育実践研究科研究科教授会規程

資料Ⅲ-2-1-③ 2024 年度教授会開催一覧

基準Ⅲ-2 判断

基準を満たしている。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

分析観点Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

事務組織については、事務分掌規程に基づき、大学院事務が円滑に図るための必要な人員を配置し、運営している。

委員会組織には、専任教員に加えて事務局職員も正規の委員として参画して審議にあたっていることで、多面的な視野で本研究科の目的を達成するための議論ができています。管理運営のための組織は体系的であり、大学院の目的を達成するために適正な組織体制であるといえる。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅲ-3-1-① 星槎大学事務組織規程

資料Ⅲ-3-1-② 2024 年度事務組織図

分析観点Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

SD に関しては、事務職員は学外の研修や説明会などに積極的に参加をし、常に最新の情報を把握するように務めている。さらに会計担当の職員においては、法人本部の会計担当と合同で、経理処理に係る業務事項などの勉強会を定期的を実施し、会計知識の向上を図っている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅲ-3-2-① SD の記録（2024 年度）

基準Ⅲ-3 判断

基準を満たしている。

優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出

〔優れた点〕

実務家教員を含む専任教員を適切に配置するとともに、教育実践大学院の目的に沿った教育研究実施組織及び運営体制が整備されている。

〔特色ある点〕

教員と事務職員が各種委員会に参画し、相互に連携しながら教育研究活動及び大学院運営を行っている。

〔改善が望ましい点〕

特になし

〔改善を要する点〕

特になし

自己評価結果の概要

教育研究実施組織は、目的に則して適切な形で規模・構成で整備され、実務の経験等を有する教員も適切に配置されており、学校教育法、専門職大学設置基準等の関係法令に定められた要件も満たしている。

教育研究活動等を展開していくために、専門職大学院教授会を設置し、重要事項を審議する会議が置かれており、必要な活動を行なっている。

教員と事務職員が適切に役割分担し、その連携体制が確保されているとともに、SD 等の教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されている。

領域Ⅳ 教育研究環境

基準Ⅳ-1 教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して、入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

分析観点Ⅳ-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

本研究科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）は、本研究科の目的を踏まえて以下のように定めている。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本研究科で養成する人材は、学校教員、専門学校等の職業人材養成機関の教員等である。これらの人材のうち、教育の諸課題を適確に理解して対応し、また学習者の特性を理解したうえで指導できるようになることを目指す方の入学を期待します。

そのために、次に掲げる能力、目的意識、意欲等を備えた学生を求めます。

1. 継続的な学修を行い、教育に関連する専門職として職務を遂行するための心身の自己管理能力を有する者であること
2. 修了後に、教育の専門職者として活動するために求められる知識や技能等を修得することに対する明確な目的意識を有している者であること
3. 教育に関わり生涯にわたり自己研鑽を積む意欲を持つ者であること

また、入学者選抜においては、以下のような評価方法を用います。

1. 選考は、事前提出の小論文による出願書類に係る書面審査、論述審査、面接審査により行う。
2. 審査においては、上記の3つの能力、目的意識、意欲を測るために設けられた評価基準により総合的に判断する。

アドミッション・ポリシーに基づき、広報募集活動を展開している。資料請求者、入学希望者等に対して適宜、個別面談を実施、専門職学位課程についても説明を行っている。

入学試験にあたっては、入試委員会を組織し、全専任教員で入学試験に当たっている。入学者の選考においては、論述審査、書面審査、面接審査を実施している。それぞれについてアドミッション・ポリシーに基づく評価基準を設けて、本研究科で学修を進めるレベルにあるか審査している。特に面接審査では意欲を含め学修を修了まで全うできるかの観点でも審査を行っている。評価結果を臨時教授会にて審議し、可否の審議結果を学長に報告して最終決定としている。

論述審査は、2020 年度に感染症対応として小論文の事前提出により審査を行った。事前の書類審査、入試当日の面接審査により適切な選考ができたことから、入試に伴う受験者の負担も考慮して、この方法で継続して実施している。

なお、星槎大学大学院入学資格審査規程では、大学を卒業していない入学希望者に対して、学士相当の学力に係る個別の入学資格審査による門戸も開いている。

個別の入学資格審査に関しては、入試委員会の意見を参考に研究科長が書面審査を行い、出願許可の判断を行っている。

早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対しては対応していない。

障害のあるものに対しては、事前に個別相談の機会を設けて特別措置等の必要性について相互に理解している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-1-1-① 2024 年度 10 月生学生募集要項（星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻（専門職学位課程））

資料Ⅳ-1-1-② 2024 年度教育実践研究科 10 月生入試実施要項

資料Ⅳ-1-1-③ 星槎大学専門職大学院 入試委員会規程

資料Ⅳ-1-1-④ 教育実践研究科入試委員会議事録

資料Ⅳ-1-1-⑤ 教育実践研究科入試採点基準

資料Ⅳ-1-1-⑥ 2024 年度 10 月生入試評価集計表

資料Ⅳ-1-1-⑦ 臨時教授会議事録

資料Ⅳ-1-1-⑧ 星槎大学大学院 入学資格審査規程

資料Ⅳ-1-1-⑨ 星槎大学大学院個別の入学資格審査に関する内規

星槎大学大学院ホームページ「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」

<https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/>

星槎大学大学院ホームページ「入試情報」

<https://gred.seisa.ac.jp/professional/opencampus/>

分析観点Ⅳ-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

収容定員に対する在籍者数の割合は、過去 5 年間、110%を超過している。入学定員に対する実入学者数への対応と合わせて対応する。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-1-2-① 教育実践研究科 在学生数の推移

分析観点Ⅳ-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

入学定員に対する実入学者数の割合は、年度によりばらつきがあるものの、2021 年度、2022 年度、2024 年度は、110%を超過している。しかしながら、その割合は鈍化傾向にあることから、入学の問い合わせや事前相談などの動向を慎重に見極めつつ対応する。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-1-3-① 教育実践研究科 入学者数の推移

基準Ⅳ-1 判断

基準を満たしていない。収容定員に対する在籍者数の割合および入学定員に対する実入学者数の割合について適正化に向けて対応を進めていきたい。

基準Ⅳ-2 継続的な研究成果の創出するための環境整備および学習環境整備が実施され、有効に活用されていること。

分析観点Ⅳ-2-1 教育研究活動等を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

本研究科の収容定員 2 学年 30 名に対して、講義演習室 3 室（机・椅子は移動可能）、自習室がある。また、執務用机・椅子と書棚、応接用机・椅子一式を備えた研究科長室・教員研究室（個室）が設置されている。その他、ラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースがあり、個別に仕切られた学修机 32 席を配置するとともに、複数で利用できるテーブル・椅子も配置している。学修に必要な備品等を使用する場合は、事務局に届け出れば、いつでも貸出ができる。

横浜キャンパス内には、星槎大学図書館情報センター「横浜キャンパス図書館」（横浜分館）（占有延床面積 104.06 m²、収蔵能力 13,000 冊数）があり、星槎大学図書館情報センター管理規程に基づき、運営されている。図書館内には、座席（電源・照明完備の個別に仕切られた机）24 席、蔵書検索・情報検索用端末（1 台）、複写機（有料）（1 台）を設置している。

図書、雑誌（電子ジャーナルを含む）等の教育研究上必要な資料の整備状況等は以下の通りである。

和書：12,368 冊 洋書：667 冊 計 13,035 冊 雑誌（電子ジャーナルを含む）：51 タイトル データベース：3
--

本大学院では、2020 年度の博士後期課程の開設に伴い、学術雑誌、特に洋雑誌については電子ジャーナルに切り替えを図っており、学生は遠隔地からでもこれらの電子ジャーナルにアクセスが可能となっている。また、通信制課程（教育学研究科修士課程、博士後期課程）を併設しているため、2021 年度より本研究科学生に対する図書の郵送貸出も行っている。

図書及び和雑誌については開架方式で配架され、学生・教職員が自由に閲覧できるようになっている。図書館資料の検索については、図書館に設置している蔵書検索・情報検索用端末、自宅等からは図書館ホームページにおいて検索可能である。これらの内容を含めた図書館の利用方法については学生ハンドブック及び図書館ホームページで説明している。

なお、図書、雑誌等の選定については、本研究科の特色から、教育分野を中心に予算の範囲内で教員と図書館とで協議し、選定している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-2-1-① 横浜キャンパス見取り図（5 階のみ）

資料Ⅳ-2-1-② 講義・演習室の設備が確認できる写真資料

資料Ⅳ-2-1-③ 学生向け・教員向け施設・設備

分析観点Ⅳ-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

本研究科が所在する横浜キャンパスがある「横浜情報文化センター（横浜市中区日本大通り 11 番地）」は、運営母体である「公益財団法人 横浜企業経営支援財団」が所有する地下 3 階、地上 12 階建ての複合オフィスビルになる。建物としては基礎階にあたる 1 階～5 階は旧横浜商工奨励館（横浜市の文化財指定）として昔の趣を残したままであるが、平成 12（2000）年の大規模改修工事の際に建築基準法第 6 条第 1 項における確認済み証（新耐震基準に基づいた確認）を受領（同年 10 月 5 日付）している。

建物全体としては、周期的な外壁の改修工事を行なっている。大学院フロアについては、日々の防火・防災設備の点検の中で、防火シャッター（2023 年 10 月 30 日）の経年による設備の取り替えを行った。

1 階部分に管理センターである防災センターが設置されており、24 時間体制で館内の巡回警備を行っており、屋外からの入館できる箇所には防犯カメラの設置や、横浜キャンパスのある 5 階フロアについては事務室から離れた出入り口（2 か所）は全て電子錠による

ロックがかかる仕組みになっているため、一般来館者などが入ることができない状態となっている。

専門職大学院としての法令上の要件として課されるものは特段としてはないが、設置基準（専門職大学院設置基準第 17 条）のとおり、「専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげられることが認められるものとする」という点から講義演習室、自主室、教員研究室、ラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースの教育研究活動に必要な環境を整えていることはもとより、消防法に基づき防火・防災上、消化器・スプリンクラー・自動火災報知器や排煙設備などの消防用設備の設置、避難経路の確保、防火扉の管理と、定期的な消防点検の実施を行なっている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-2-2-① 認定通知書

分析観点Ⅳ-2-3 教育研究活動等を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

5 階フロア全ての場所で無線 LAN が利用できるようにアクセスポイントの設置をしており、セキュリティの面から利用者に応じてネットワークを分けて使用できる環境を整備している。またインターネット回線は学術情報ネットワーク SINET 6 を使用しているため高速かつ安定した回線を調達している。さらに LMS として、Google の提供する「Google workspace」を採用しており、学生 1 人に大学からアカウントを付与してメールやクラウドドライブ（G ドライブ）が利用できる。授業では Google のサービスの一つでもあるクラスルームを活用している。

上記の ICT 環境面の維持や管理に際しては、インターネット関係の設備については指定の業者と保守契約を結び装置のファームウェアのアップデートなどのメンテナンスを行なっている。また、Google が提供する「Google workspace」は、アカウント管理やクラスルームの設定を毎年事務局が更新・設定などの管理を行ない、必要な環境を整えている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-2-3-① 2024 年度学生ハンドブック

資料Ⅳ-2-3-②：SINET 保守手引書（共有用）

分析観点Ⅳ-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

教室のほか、自習室を設置するとともに、ラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースがあり、個別に仕切られた学修机 32 席を配置するとともに、複数で利用できるテーブル・椅子も配置している。学生の自主的学修のほか、学生のくつろぎ・交流の場として、協同学習の場として活用されている。学修に必要な備品等を使用する場合は、事務局に届け出れば、いつでも貸出ができる。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-2-4-① 横浜キャンパス見取り図（5 階のみ）

資料Ⅳ-2-4-② 講義・演習室の設備が確認できる写真資料

資料Ⅳ-2-4-③ 学生向け・教員向け施設・設備

基準Ⅳ-2 判断

基準を満たしている。

基準Ⅳ-3 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。

分析観点Ⅳ-3-1 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。

星槎大学全体として、中期の運営計画に基づき、毎年星槎大学の事業計画及び予算書を策定し、この計画・予算に則り教育研究活動に必要な経費執行（予算に基づいた執行）を行ってきている。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-3-1-① 収支報告（過去5年分）

資料Ⅳ-3-1-② 星槎大学中期計画 2024年～2027年

資料Ⅳ-3-1-③ 星槎大学 2025年度事業計画

分析観点Ⅳ-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。

管理運営組織については適切な規模と機能を有し、維持している。大学院を実施運営するための必要な施設・設備の管理運営については、事務組織図の「大学院事務部」が管理運営を担っている。また建物自体は「公益財団法人 横浜企業経営支援財団」が運営するため、5階フロアの空調設備や電気設備、防火・防災に関わる設備などの管理については1階の「防災センター」が一括して管理をしている。なお、消防法（大規模複合施設のため）に基づき、大学院事務部の代表事務職員は防火・防災管理責任者として中区消防署及び防災センターに登録、届出を提出している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-3-2-① 2024年度事務組織図

資料Ⅳ-3-2-② 防火・防災管理者選任(解任)届出書

基準Ⅳ-3 判断

基準を満たしている。

基準Ⅳ-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

分析観点Ⅳ-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

本研究科では、入学時にオリエンテーションを開催し、修了要件、履修登録、授業の受講等の履修指導を実施している。

また、本研究科では、在籍している多数が社会人であるため、土日・祝日問わず事務局では学生からの電話・メールなどの問い合わせ対応に応じることができる体制を整えている（ただし、火曜日定休）。また、予め日程などを決め、Zoom などを利用した個別相談、PC などの操作・設定方法などの技術的なサポートも行っている。これらにより、働きながら学ぶ、多様な世代の社会人を支援している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-4-1-① オリエンテーション時の履修案内に関する資料

資料Ⅳ-4-1-② オリエンテーション参加者数（2024年度）

分析観点Ⅳ-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する支援体制が整備されていること。

本研究科では、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対して、事務局を中心に個別相談の機会を設け、学生の個々の事情に応じた支援体制を整えている。なお、全学組織として「星槎大学附属総合学修・就職支援センター」を設置しており、必要な連携を図っている。

〔根拠資料・データ〕

- 資料Ⅳ-4-2-① 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針
- 資料Ⅳ-4-2-② 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針に関する留意事項
- 資料Ⅳ-4-2-③ 学生支援のためのスクリーニングサポートブック（教職員用）
- 資料Ⅳ-4-2-④ 星槎大学附属総合学修・就職支援センター運営委員会規程

基準Ⅳ-4 判断

基準を満たしている。

基準Ⅳ-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

分析観点Ⅳ-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

学生への生活・進路面でのサポートについては、学生個々に配置しているアドバイザー教員や指導教員のほか、専任教員がオフィスアワーも設定して対応している。併せて、事務局職員が学生相談員を兼ねて対応するとともに、学校心理士の資格を有する教員を配置し、専門的な相談にも対応できる支援体制をとっている。

学生への経済面でのサポートについては、成績や条件に応じた入学金の免除制度、学費（授業料）の減免制度がある。また、学費（授業料）については、すべての在学生に対し、支払い希望に応じた方法で学費の納入を行うことができる仕組みを準備している。学生は予め支払いのペースを自身で設定できるため、一時的な費用負担が少なくなっている。併せて、要件を満たせば日本学生支援機構が行う奨学金や、2018 年からは厚生労働大臣認定の教育訓練給付金も受給可能である。

〔根拠資料・データ〕

- 資料Ⅳ-5-1-① オリエンテーション時の履修案内に関する資料
- 資料Ⅳ-5-1-② オフィスアワー（2024 年度）
- 資料Ⅳ-5-1-③ 学生問い合わせ／相談窓口（学生支援（サポート）体制・方法）
- 資料Ⅳ-5-1-④ 星槎大学大学院学費等減免規程
- 資料Ⅳ-5-1-⑤ 入学金免除申請書
- 資料Ⅳ-5-1-⑥ 授業料の分納をご希望の皆様（案内資料）
- 資料Ⅳ-5-1-⑦ 授業料分納申請書
- 資料Ⅳ-5-1-⑧ 専門実践教育訓練給付制度のご利用について
- 資料Ⅳ-5-1-⑨ 専門実践教育訓練給付金（受給者数）

分析観点Ⅳ-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

大学全体においては、勤務する教職員のほか、学生並びに本学で教育研究等に従事する

者を含めてハラスメント防止についての規程やガイドラインを設け、大学院ホームページにて公開している。併せて、ハラスメント防止の措置、問題が生じた場合に適切に対応するための措置について定め、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、学生ポータルサイトに掲載の「星槎大学のハラスメント防止体制について」において周知している。

〔根拠資料・データ〕

資料Ⅳ-5-2-① 星槎大学ハラスメント防止に関する規程

資料Ⅳ-5-2-② 星槎大学ハラスメント防止ガイドライン

資料Ⅳ-5-2-③ 学生・教職員の皆さんへ—星槎大学のハラスメント防止体制について

資料Ⅳ-5-2-④ ポジティブ・アクション宣言

資料Ⅳ-5-2-⑤ 星槎大学のハラスメント防止体制について（学生ポータルサイト）

大学院ホームページ「ハラスメント防止に関する取り組み」

<https://gred.seisa.ac.jp/about/report/>

基準Ⅳ-5 判断

基準を満たしている。

優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出

〔優れた点〕

ICT 環境、図書館、自習室等の教育研究環境が整備され、対面・オンラインの双方で学修を支える体制が確保されている。

〔特色ある点〕

社会人学生の多様な学修状況に配慮し、土日・祝日の相談対応、オンラインによる個別相談、学費分納制度等、柔軟な学生支援を行っている。

〔改善が望ましい点〕

収容定員に対する在籍者数及び入学定員に対する実入学者数については、適正な水準に近づけるため、今後、入学者選抜や定員管理の在り方を検討し、計画的に改善を進める必要がある。

〔改善を要する点〕

特になし

自己評価結果の概要

「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」に沿った公正かつ適切な体制・方法の下で、入学者選抜が実施されている。また、収容定員に対する在籍者数、学定員に対する実入学者数は平均して 110%を超過しているが、鈍化傾向にあることから動向を慎重に見極めつつ対応していく。

教育研究活動等を展開するために必要な施設・設備、ICT 環境、自主的学習環境のための施設が安全性を配慮した適切に整備され、教育研究上必要な資料等も適切に整備されている。

教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立されており、それらの管理運営体制は整備され、機能している。

学生に対する履修指導、学生支援は適切に実施されおり、学生のニーズに則した履修指

導や学修相談の体制も整備されている。

学生に対する生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が適切に整備され、実施されているとともに、障害のある学生等、特別な支援を必要とする学生に対する支援体制も適切に整備されている。

領域 V 内部質保証

基準 V-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の質の維持向上が図られていること。

分析観点 V-1-1 教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持向上を図るための体制が整備されていること。

2017 年度の本研究科開設時より、研究科独自の自己点検・評価委員会を組織し、原則月 1 回会議を開催して研究科の自己点検・評価を計画的に実施している。結果は必要に応じて教授会へフィードバックしている。2018 年度からは、毎年自己点検評価を実施して自己点検・評価報告書を作成し、大学院ホームページで公表している。

また、2021 年度には、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構による認証評価も行われ、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしている。

さらに各学期末の教授会終了後、共有会議を実施、学生の進路希望状況、経済状況、単位取得状況、プロジェクト研究の進捗状況について、各授業、個別の学生ごとに状況の確認、情報の共有を行っている。

〔根拠資料・データ〕

資料 V-1-1-① 星槎大学専門職大学院自己点検・評価委員会規程

資料 V-1-1-② 学生情報共有のための会議開催を示す資料

星槎大学大学院ホームページ（情報公開）

<https://gred.seisa.ac.jp/about/report/>

教育実践大学院（専門職大学院）自己点検評価報告書

<https://gred.seisa.ac.jp/about/report/>

分析観点 V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

本研究科では、前述の通り、毎年自己点検評価を実施して自己点検・評価報告書を作成している。

〔根拠資料・データ〕

資料 V-1-2-① 教育実践研究科自己点検委員会・運営実績報告（2020 年度～2024 年度）

星槎大学大学院ホームページ（情報公開）

<https://gred.seisa.ac.jp/about/report/>

分析観点 V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

本研究科では、自己点検・評価委員会において前年度の自己点検・評価の結果を踏まえて、改善計画を立案・実行し、評価を行っている。

〔根拠資料・データ〕

資料 V-1-3-① 教育実践研究科自己点検委員会・運営実績報告（2020 年度～2024 年度）

基準 V-1 判断

基準を満たしている。

基準V-2 教育研究等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の質の維持向上に活かされていること。

分析観点V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

教育実践大学院の目的、学位授与方針、教育課程編成方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を大学院ホームページに掲載し、広く公表している。

〔根拠資料・データ〕

星槎大学大学院ホームページ（情報公開）

<https://gred.seisa.ac.jp/about/report/>

分析観点V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持向上に資する体制が整備され機能していること。

本研究科では、教育課程連携協議会を設置し、教育課程連携協議会からのフィードバックを教授会、各委員会において共有し、教育課程の編成、教育研究等の質の維持向上に努めている。

〔根拠資料・データ〕

資料V-2-2-① 星槎大学専門職大学院教育課程連携協議会に関する規程

資料V-2-2-② 2024年度 教育課程連携協議会 議事録

資料V-2-2-③ 教育課程連携協議会アンケート結果（2023年度実施）

基準V-2 判断

基準を満たしている。

基準V-3 教育実践大学院の教育に資する研究のあり方を踏まえて、教育実践関連の学術的研究、教育実践に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの維持向上が図られていること。

分析観点V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、教育上、研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

本学の教員組織編成にあたっては、求める教員像を「星槎大学 教員選考規程」に定めている。基本方針としては「本学の建学の精神及び教育理念に共鳴し、豊かな人格識見があり、本学の教育目標を達成するために必要な教育実績・研究業績・実務経験を有する者」を本学の教員として採用し、それらの教員により教員組織を編成すること」としている。職員組織においても、建学の理念等への共鳴を同様に求めており、大学職員として職務を行うにふさわしい者により編成することになっている。

〔根拠資料・データ〕

資料V-3-1-① 星槎大学 教員選考規程

分析観点V-3-2 専任教員について、教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。

本研究科では、「目標管理制度」(MBO)を採用し、年度当初に各教員に教育研究活動等に関する目標等を提出させるとともに、年 3 回実施される学長・研究科長面談においてその達成状況等を確認している。

〔根拠資料・データ〕

資料V-3-2-① 「目標管理制度」(MBO)について

資料V-3-2-② 教員面談実施の記録(2024年度)

分析観点V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること。

星槎大学全体においても研修会が開催されており、2024年度の主な内容は「認証評価に向けた全学研修会」(7月)、「学部授業改善アンケートの自由記述コメントの分析から見えてきた本学の教育課題の共有」(10月)、「著作権と肖像権の保護について」(3月)である。

〔根拠資料・データ〕

資料V-3-3-① 2024年度FD研修記録

分析観点V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。

本研究科では、教育支援者および指導補助者に関する規定を整えているが、教育支援者については大学院事務部がこの機能の一部を補完してきていること、指導補助者については在籍する学生数の規模からしても1つの授業を受講する学生は多くないこともあり、現時点では教育支援者および指導補助者は置いていない。

〔根拠資料・データ〕

資料V-3-4-① 星槎大学 ティーチング・アシスタント等に関する規程

基準V-3 判断

基準を満たしている。

優れた成果が確認できる取組、特色ある取組および改善が望まれる事項の抽出

〔優れた点〕

自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証体制を整備し、継続的な自己点検・評価と改善に取り組む体制が構築されている。

〔特色ある点〕

特になし

〔改善が望ましい点〕

特になし

【改善を要する点】

特になし

自己評価結果の概要

「星槎大学専門職大学院自己点検・評価委員会規程」に基づく研究科独自の自己点検・評価委員会を中心に研究科の自己点検・評価を計画的に実施し、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。前年度の自己点検・評価の結果を踏まえ、改善計画を立案・実行し、評価を行っている。

法令等が公表を求める事項を含め、教育研究等に関する情報を大学院ホームページにて公表している。教育課程連携協議会を中心としたフィードバックを教授会等で共有し、教育課程の編成、教育研究等の質の維持向上に努めている。

教員の選考等に係る規定は整備され、専任教員の評価の取組みは適切に行われているとともに、ファカルティ・ディベロップメントも組織的・計画的に実施している。